平成２４年（フ）第４７４号
北九州市八幡西区町上津役西１丁目２番41号
破産者　コスモこと　渡邉　裕次
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８０号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目１番15―602号
破産者　中島　貴子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９１号
北九州市小倉南区徳力団地60番505号
破産者　西尾　理恵
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９８号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目11番１―103号
破産者　山川　裕子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０８号
福岡県中間市桜台１丁目10番17号
破産者　古賀　　貫
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１０号
北九州市小倉南区津田１丁目６番１―509号
破産者　西田　憲昭
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番22―501号
破産者　藤髙　博子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県菊池市豊間230番地12　音光寺団地62棟５号
破産者　管　　純治
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
熊本県山鹿市鹿本町来民2320番地　鬼丸団地４―24
破産者　津留　一義
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
大阪府堺市西区浜寺石津町西２丁７番16号仲川マンション316号、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名3892番地２、前々住所鹿児島県薩摩川内市中郷４丁目136番地レオパレスＰｒｅｍａ102号
破産者　髙浦　享佑
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県出水市明神町2682番地１　早馬住宅１棟204号
破産者　脇田　真明
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩川内市大小路町25番29号　寿ハイツ102号室、前住所鹿児島県薩摩川内市青山町5007番地３
破産者　坂下　敏弘
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
鹿児島県出水市知識町310番地　鹿島ハイツ203号、前住所広島県竹原市忠海床浦３丁目13番１号
破産者　山里　美幸（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第１５２号
東京都足立区綾瀬５―19―７―101
再生債務者　茂木　滋利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１０号
福岡県久留米市六ツ門町13番地20　Ｋ－８ビル３階
再生債務者　Ｃｏｍｍｏｎｒｏｏｍこと　北島　拓馬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月10日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２９９号
埼玉県加須市愛宕１－９―47
再生債務者　萩原　公男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１７号
新潟市東区末広町６番７号
再生債務者　植木　　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３０４号
東京都足立区大谷田１―43―25
再生債務者　千木良　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第３１７号
神奈川県南足柄市飯沢176―２
再生債務者　梶　　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６号
高知市神田2123番地６
再生債務者　川田裕次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第３号
静岡県菊川市丹野251番地の１
再生債務者　久保　嘉之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月10日　静岡地方裁判所掛川支部

平成２４年（再イ）第４号
岩手県奥州市江刺区愛宕字酉丸418番地
再生債務者　佐藤　　靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日　盛岡地方裁判所水沢支部